

ソーシャルビジネスの概念とその政策

金川 幸司

岡山理科大学総合情報学部社会情報学科

(2009年9月30日受付、2009年11月5日受理)

1 はじめに

ソーシャルビジネス(SB)は、社会的企業、コミュニティビジネス、事業型 NPO 等、様々な呼称で呼ばれるが、ビジネスの手法で社会的課題を解決していこうとする事業体である。

近年、バングラデシュ全域で活動するグラミン銀行や全英等で活動するビッグイシュー、フェアトレードなどの事業体の成功を契機に、社会課題の解決、起業、雇用の確保、持続的活動といった観点から SB への関心が高まっている。

NPO については、税制を始めとする支援枠組みが作られてきたが、SB に関しては、定義が定まっていな

いことに加え、国ごとに、また日本では、省庁、自治体ごとに定義の違いが見られる。

このため、本稿では、SB の位置づけと支援政策のあり方について検討し、一定の方向性を示す。

2 ソーシャルビジネスの定義

SB に関しては、様々な観点から研究が始められているが、主として法制度的アプローチと規範的アプローチが存在する。前者は、法制度上の特質を基礎として社会的企業を理解しようとするのに対して¹⁾、後者は、各組織が共通して持っている原則を強調する方法であり、それらの組織がいかなる共通の流儀によって伝統的民間セクターからも公的セクターからも区別されるのかを可能な限り提示しようとする方法である(ドゥフルニ, 2003, pp.7-11)。

また、営利組織と社会的経済という2分論は、①両者のグレーゾーンの存在を隠してしまうこと、②両者の概念整理は、静態的であり、動態的ではないという課題がある、③多くの SB は、NPO の良さと協同組合の良さを結合させているが、そのことは、伝統的 NPO アプローチは最善の社会的企業の理解の出発点ではない(*ibid.*, 2003, p.16-18)。

(1) ピアースの定義

イギリスでは、1970年代から主要産業の衰退を背景に特にアイルランド、スコットランドでコミュニティ・ビジネス(CB)という事業体が活性化し、やがてイングランド全域に広がっていった。

ピアース等の CB の定義は、①対価性のある事業を行うこと(取引事業体)、②社会的な目的を有すること、③関係者への利益分配への制約(アセットロック)、④イノベーション性、⑤コミュニティによる所有、である。⑤は、CB にしばしば与えられる要件であり、比較的狭いコミュニティ・ベースで活動する事業体には当てはまる(Pearce, 1993, p.163)。イギリスでは、農山漁村における協同組合型の事業体、あるいは、スペインのモンドラゴン協同組合におけるように、地域的一体性が強い地域では比較的適合性が強いと思われる(金川, 2002)。

(2) ドルフィンニ達の定義

ドルフィンニ達は、SB の定義として、社会的指標と経済的基準を上げて説明してる。すなわち、その内容は以下の通りである(ドルフィンニ, 2003, pp.26-29, p.513)。

(社会的指標)

- ・コミュニティへの貢献という明確な目的
- ・市民グループが成立する組織

1) ただ、ドゥフルニらは、仮に制度論的アプローチをとるとしても、法人格だけで社会的企業を決定することには反対している(ドルフィンニ, 2003, p.9)。

- ・資本所有に基づかない意思決定
- ・活動によって影響を受ける人々による参加
- ・利益分配の制限

(経済的基準)

- ・財・サービスの生産・供給の継続的活動
- ・高度の自立性
- ・経済的リスクの高さ
- ・最小量の有償労働

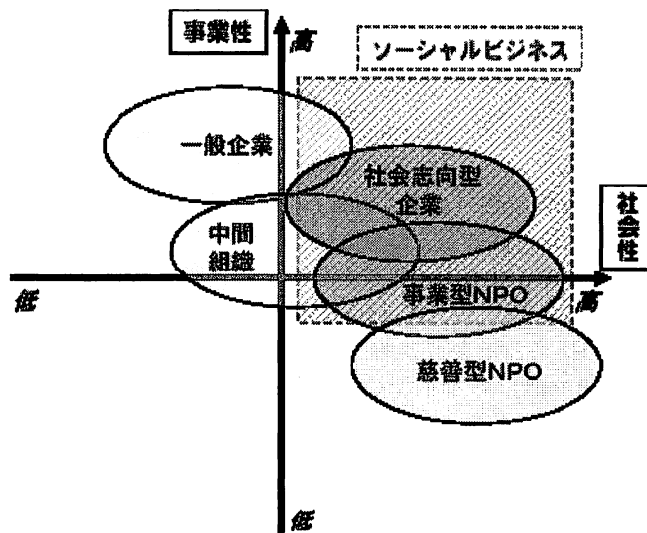
また、この定義は、その後 EMES (The Emergence of Social Enterprise in Europe) の定義の中に取り入れられているが、白石は、協同組合、非営利組織からの発展系というヨーロッパ型の定義ではないかと指摘する(白石, 2007, p.35)。

(3) 日本における定義

我が国において、SB の確定的な定義はない。このため、各省庁、各自治体がそれぞれに SB の定義を行い、支援策を講じている。一方、経済産業省が 2008 年に行った研究会によると、以下の3つの要件が示されている。

- ①社会性：現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。
- ②事業性：社会的ミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。
- ③革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

図1 ソーシャルビジネスの概念図



(出典) 経済産業省、2008

この定義の中には、上記(1)、(2)の定義で示した利益分配の制限といった項目はなく、営利組織の発展系というアメリカ型の環境整備が先行しているといえよう(白石, 2007, p.35)。

(4) 定義に関して

SB の定義に関しては、NPO やチャリティとの差を強調するケースが多いが、これらは税制上(特に寄付免税制度)との関係の議論であり、これらと社会的企業は本質的に矛盾する概念ではない。すなわち、ソーシャルビジネスは、事業性の強い NPO やチャリティであっても良いわけで、その点では、議論の視点が異

なるだけといえる。

また、サラモン等は、レーガン政権期に政府からの資金が減少し、寄付金税制の強化にもかかわらず、NPO が生き残るために事業性を高めたこと、その結果、営利企業との差異がなくなって NPO の存在意義が問われたこと、また、救貧的活動を行う NPO ほど、政府からの資金割合が高く、これらを総合すると、NPO の活動には政府資金が重要であるとの結論となり、それ故の政府との関係性（協働関係）が問われることになる（金川、2008）。本稿では、基本的には、サラモン達の議論をベースにししながら、一部分がイノベーター的な活動によって経済的に成り立つことがあり得ることを前提とし、政府として SB に対してどのような政策が取り得るのかを、海外での政策を例に議論を行う。

社会的企業のための法制度は、イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシア、ベルギー、イギリスなどで制定され、あるいは、されようとしている（ボルザガ等、2003、iii）が、以下では、イギリス、イタリア、韓国の事例を取り上げる。

3 諸外国のSB政策

(1) イギリス

イギリス労働党政権は、2001年に産業貿易省内に社会的企業局(Social Enterprise Unit)を設置し、2002年に「社会的企業—その成功のための戦略」を示し、社会的企業が地域社会の活性化や再生において、重要な役割を担うとの認識のもと、その活性化に向けた政策を展開し始めた。イギリスでは、社会的企業を「主として社会的目標を有する事業体であり、その余剰は、株主や所有者の利益の極大化のために使用されるのではなく、原則的にその事業がコミュニティに再投資される」と定義する(DTI, 2002, p.7)。

社会的企業は、多様であり、地域のコミュニティ企業、ソーシャル・ファーム(障害者雇用を行う組織)、協同組合のような互助組織、全国的、国際的に活動している大規模組織まで含み、その法人格も、保証有限会社、産業共済組合、有限責任会社などがあり、また、任意団体、登録チャリティなど、様々な形態を取っている(ibid, p.7)。

イギリスでは、このような社会的企業が拡大しているにもかかわらず、組織形態や法人格が雑多であり、それを整理するために以下で見るコミュニティ利益会社規則(CIC規則)が2005年に制定された(柳沢, 2007, p.118)。

その内容は、①会社形態として、非上場株式会社、保証有限会社、公開株式会社から選択し、②利益分配の制限(アセットロックとキャップ制)、③CICとして登記する場合の政府から独立した監査人によるコミュニティ利益テスト、④チャリティとの二重資格の禁止、⑤コミュニティ利益年次報告書の作成、である。また、チャリティのような税制上の優遇措置を受けられないが、活動の種類や地域によっては、税の控除や補助金を受けることがあり得ること、チャリティが子会社としてCICを設立することを認めている。

実際に設立されたCICは、2009年9月時点で約3122となっており²⁾、分野的には、ソーシャルサービス、住宅、教育関連などが多い(OTS, 2007, p.78)。

しかし、ボランティアセクターの全国協議会であるNCVOは、コミュニティ利益テストの「コミュニティの利益」の定義の曖昧性、チャリティ団体に課される「公益性テスト」との類似性、既存のチャリティに対する影響に疑念を示し、社会的企業側は、CIC規則が減税を謳っていない点を批評し、補助金獲得には有利かも知れない、といった程度の冷ややかな反応も見られる(柳沢, 2007, pp.127-135)。

(2) 韓国

韓国では、2007年に「社会的企業育成法」が制定された。その背景としては、1997年のアジア経済危機後の社会構造改革を進める中での雇用構造の二元化による賃金格差の拡大とワーキング・プアの発生、中産層の貧困層への転落、不動産バブルによる土地価格の高騰による「持てるもの」と「持たざるもの」の格差の拡大、などが挙げられている。これらの現象を韓国では、「両極化」と呼び、2003~2006年に急速に社会現象化した。

2) List of Community Interest Companies (<http://www.cicregulator.gov.uk/coSearch/companyList.shtml>)

当時の盧武鉉政権は、この両極化解決（＝格差是正）政策として、非正規労働者保護関連法に加えて、この社会的企業育成法を成立させた。

その内容は、おおむね以下の通りである（白井, 2008、岡安, 2008）。

- ①定義：社会的脆弱層³⁾（その比率が 50 % 以上）にサービスを提供する組織（A 型）。社会的脆弱層（その比率が 50 % 以上）を雇用する組織（B 型）。上記の混合型（その場合は、おのおのの比率が 30 % 以上）（C 型）。
- ②有給労働者を雇用していること。
- ③一定以上の収益を出していること。
- ④民法上の法人、もしくは組合、「商法」上の会社または非営利民間団体等の法人であること。
- ⑤労働部次官を委員長とし、有識者等から構成される「社会的企業育成委員会」による企業の認証があること。
- ⑥社会的企業を育成し支援するための基本計画を 5 年ごとに作成すること。
- ⑦サービスの受益者及び労働者等の利害関係者が参加する意思決定機構を備えていること。
- ⑧商法上の会社の場合は、利潤の 3 分の 2 以上を社会的目的のために使用すること。

（3）イタリア

1991 年の社会的協同組合法によると、イタリアの社会的協同組合は、コミュニティの全般的利益を追求するために、以下の要件を満たすものである（中川, 2007, pp.267-273）。

- ①タイプ：社会・保健サービス、福祉サービスおよび教育サービスを提供する（A 型）。不利な条件の下に置かれている人たちの雇用を提供する目的で、様々な事業活動を、農業、工業、商業、あるいはサービスの形で実行する（B 型）。
- ②非分配等：通常の協同組合に比してより広範な公共性を担う「特殊な」存在として非営利性（利益の分配制限⁴⁾、限定的な出資額、ボランティア組合員の重視）。
- ③ボランティア組合員：企業性、専門性の確保の観点から最大 50 % とする。
- ④公的支援：障害を抱えているひとを職場で受け入れるための社会的諸経費は、税制措置を通じて公的対応を行う。自治体は、緑化、清掃、情報化、警備などの分野での業務委託を行う。また、その際に、通常の公共事業で求められる「最低価格原則」を絶対的な要件としない。

イタリアで、協同組合型の S B が発達した理由としては、協同組合が発達していること、協同組合が事業組織であり、サービス供給組織と捉えられているのに対して、アソシエーション、財団（非営利組織）は社会サービスの供給主体としては余り想定されていないことから、安定的なサービス供給組織としての協同組合への期待が大きかったといわれる。

そして、社会的協同組合は、1997 年時点でイタリア全土で 4 5 0 0 存在し、A 型が 70 %、B 型が 30 % とされ、これは、全協同組合の 4 % にあたる（ボルザガ等, 2003, p.224, p.233）。

また、イタリアは州法によって社会的協同組合の具体的基準を定めることができるようになっている（モンティ, 2006, p.15）。基本的には、労働者協同組合の範疇に入り、社会的条件不利者の雇用を確保する役割をになう。しかし、政府への依存の高まり、社会的協同組合モデルは、ともすると通常の企業モデルに立ち戻ってしまう危険性があるので、一貫した法人形態を整備すること、社会サービスのための準市場⁵⁾を整備することが指摘された（ボルザガ等, 2003, p.243）⁶⁾。

3) 社会的脆弱層とは、次の者を指す。①世帯の月平均所得が全世帯の平均所得の 6 割以下の者、②障害者、③性売春被害者、④長期失業者で労働長官が認めた者。

4) 全利潤の 80 % 以下、分配利益率は、イタリア郵政省の発行する債券利率の 2 % を超えないこと、となっている。

5) 公共サービスにおいて、部分的に市場原理を導入し、サービス供給者間に競争原理を働かせること。

6) イタリアでは、企業セクターにも S B の枠を広げた社会的企業法が 2006 年に制定されているが、これについての考察は別稿に譲ることにする。

4 制度化への考え方

上記で見てきたように、いくつかの国では、SB に対する支援策を講じている。また、その前提として SB の定義を行い、法的な位置づけによって、純粋な非営利組織ではないが、事業によって社会に貢献する SB を支援しようとしている。

我が国の場合、統一的な SB に対する定義がなく、例えば、助成に関する視点だけから見ても、中央政府においては、各省庁が以下のような個別の事業の中で SB をそれぞれに定義し、支援を行っているのが現状である。

- ・地域創業助成金（厚労省）
- ・市民活動団体等支援総合事業（内閣府）
- ・環境コミュニティビジネス・モデル事業（経産省）
- ・まちづくり計画策定担い手支援事業（国交省）
- ・農村景観・自然環境保全パイロット事業（農水省）

また、例えば、融資、助成に関してだけ見ても、各自自治体ではまちまちな定義を行って支援をしているのが現状である。次の図は、主要都道府県が融資、助成に関してどのような業態を対象に SB としての支援を行っているのかを経済産業省の研究会の資料、独自のウェブページ等によって示したものである。

表1 我が国の都道府県の支援策（融資）

要件	青森	神奈川	富山	福井	秋田	和歌山	愛媛	大分
認定委員会認定型	○							
NPO法人限定型		○						
NPO法人+個人(グループ)							○	
法人格非限定型+個人(グループ)						○		○
地域貢献、活性化			○	○				
有償事業			○	○		○		○
雇用対価の支払い				○	○	○	○	
継続性					○	○		○
地域資源の活用							○	

(出典) 経産省、2008およびウェブによる調査により筆者作成

表2 我が国の都道府県の支援策（助成）

要件	秋田	和歌山	兵庫	愛媛	大分
NPO法人+個人(グループ)				○	
法人格非限定型+個人(グループ)		○			○
法人格非限定型+グループ			○		
地域貢献、活性化			○		
有償事業		○	○		○
雇用対価の支払い	○	○	○	○	
継続性	○	○	○		○
地域資源の活用				○	
地域住民主体型					○
備考			1年間の立ち上がり支援		

(出典) 経産省、2008およびウェブによる調査により筆者作成

しかしながら、経済産業省が一般国民へ行った SB に関するアンケートでは、SB が信用できない理由として、「公的な認証のなさ」があがっている（経済産業省、2008）。このことは、諸外国に見られるような何らかの法的枠組み、認証制度の必要性を示していると言える。

支援策に関しては、大きく分けて、3つ程度の方向性が示されると考えられる。第1は、現状の制度そのものは変えずに、第三者による委員会などを設置し、一定要件を満たすものを認定する方法である。これは、一部の自治体で既に取りられている手法である。第2は、営利企業であっても、一定の利益分配制限をかけた

上で、失業者対策、障害者雇用、社会的弱者などへのサービス提供などを行う事業形態を定義し、SBとした上で、支援する韓国やイタリアのような方法である。第3は、一定の利益分配制限をかけたうえで、投資も呼べる（株式の発行等を可能とする）法人制度を創設するイギリス型であり、日本の場合は、新会社法によって新設された合同会社の発展系などが想定できる。

何れの場合も、日本の場合は、SBに対する支援策の窓口が一元化しておらず、きわめてわかりにくい構造となっているため、SBの総合窓口を設ける、あるいは、イギリスのように、産業政策であったSBとNPOセクター政策であった内務省の部局を統合して内閣府にサード・セクター室(Office of the Third Sector)をつくったようなSBとNPO政策の一元化も考えられる。

5 まとめ

以上で見てきたように、イギリス、イタリア、韓国ともに、社会的企業には、アセットロックがかかっており、その上で、施策を展開しようとしている。日本における経済産業省の「ソーシャルビジネス研究会」では、SBを、社会性、事業性、革新性のみを示しており、法人制度等に関しては、今後の課題としている。

SBが世界的に注目され、社会課題の解決、雇用の促進、社会の変革に意義が見られる。現状のように、定義が統一されず、その支援策も、省庁、自治体によってば不統一であり、対象とする法人格も、営利法人を含む場合と非営利法人に限定する場合とがあり、何らかの統一的政策枠組みが期待されるところである。本稿は、我が国におけるこのような現状を整理し、今後の方向性を探ったものであり、具体的な政策提言については、事例研究や海外比較をさらに進めることにより、精緻なものにしていきたい。

【参考文献】

- ・岡安喜三郎「韓国の社会的企業」、生協総研、第4回、社会的経済研究会、2008,7,14
- ・金川幸司「コミュニティ・ビジネスと地域社会」『自治体変革の政策と現実』古川俊一 毛受敏浩編、中央法規出版、2002
- ・金川幸司『協働型ガバナンスとNPO -イギリスのパートナーシップ政策を事例として』晃洋書房、2008
- ・経済産業省『ソーシャルビジネス研究会報告書』2008
- ・白井京「韓国における格差問題への対応」『外国の立法236』2008
- ・白石克孝『地域の生存と社会的企業-イギリスと日本の比較をとおして-』公人の友社、2007
- ・谷本寛治『ソーシャル・エンタープライズ』中央経済社、2006
- ・中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生』第2版、大月書店、2007
- ・ボルザガ・ドゥフルニ編著『社会的企業』日本経済評論社、2003
- ・モンティ・オリアンナ「エミリア・ロマーニャ州の福祉サービスと第三セクター」『協同の発見』NO.162、2006
- ・柳沢敏勝「イギリスコミュニティ利益会社規則の影響」『イギリス非営利セクターの挑戦- NPO・政府の戦略的パートナーシップ』塚本一郎他編、ミネルヴェ書房、2007
- ・DTI (Department of Trade and Industry), *Social Enterprise, a Strategy for Success*, 2002
- ・OTS (Office of the Third Sector), *The future role of the third sector in social and economic regeneration: final report*, 2007
- ・Pearce John., *At the heart of the community economy : Community enterprise in an changing world*. London: Calouste Gulbekian Foundation, 1993

Notion of Social Businesses and the policy to them

Koji KANAGAWA

Department of Socio-Information, Faculty of Informatics,

Okayama University of Science

1-1 Ridai-cho Kita-ku, Okayama, 700-0005, JAPAN

(Received September 30, 2009; accepted November 5, 2009)

The emergence of the social business (SB) is booming in the past decade. It is expected to solve the social problem like unemployment, social services, poverty. This notion is to solve the social problem by business model not from the charity model which only depends on donations or subsidies by governments. From 1990's, a lot of supporting scheme were enacted in the world especially in Europe. But in Japan, unified definition of SB does not exist and each ministry and local governments have been implementing support program by each definitions. This paper intend to propose proper scheme for SB in Japan. The policy for SB in UK, Italy and Korea are introduced to consider the support policy for Japanese SB. There are lot of matters which should be considered like asset lock, corporate style, accreditation system.